年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

愛媛厚生年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月23日から31年10月11日まで 平成20年8月ごろ、厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所 (当時)に照会したところ、A社(現在は、B社) C工場に勤務していた 申立期間について、脱退手当金が支給されている記録があることが分かっ た。

しかし、A社C工場を退職する際、同社から脱退手当金に係る説明は無く、脱退手当金を請求した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和31年10月11日)の前後1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件(2年以上の厚生年金保険被保険者期間)を満たす者28人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある25人は、いずれも資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日、 支給金額等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間 に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年12月8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から同年12月1日まで

- ② 昭和17年12月1日から21年1月30日まで
- ③ 昭和21年10月30日から22年5月30日まで
- ④ 昭和21年1月30日から同年10月30日まで
- ⑤ 昭和22年5月30日から同年12月1日まで

年金記録の問題が報道されていた平成20年8月ごろ、厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①、②及び③について、脱退手当金の支給記録があること、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①、②及び③について、脱退手当金を受給した記憶は 全く無いので、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

また、申立期間④及び⑤について、A社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されているとともに、申立期間①、②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和22年5月30日)から約1か月後の昭和22年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間④については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が申立期間④当時に同社に勤務していたことを証言する同僚もいないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、前述同様、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間④当時の事業主は、既に死亡しており、申立人及び同僚は、申立期間④当時の経理担当者を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、昭和17年12月1日に被保険者資格を取得した後、21年1月30日に資格喪失し、また、同年10月30日に再度資格取得した後、22年5月30日に資格喪失した記録があり、申立期間④における健康保険被保険者番号に欠番は見当たらない。

申立期間⑤については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が申立期間⑤当時に同社に勤務していたことを証言する同僚もいないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、前述同様、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間⑤当時の事業主は、既に死亡しており、申立人及び同僚は、申立期間⑤当時の経理担当者を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、「A社の給与が安かったので、父親と一緒に退職した。」と供述しているところ、申立人の父親は、A社において、昭和 17年 12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、申立人と同じ22年5月30日に資格喪失していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間 ⑤における健康保険被保険者番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④及び⑤に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から同年11月10日まで ねんきん定期便を見たところ、A病院に勤務していた申立期間について、 標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。 このため、申立期間当時の給与明細書は所持していないが、申立期間に ついて、実際の給与支給額に見合うものとなるよう標準報酬月額を訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時における事業主の子は、「A病院の関係資料は一切残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における給与総支給額及び厚生年金保険料額を確認することはできない。

また、申立期間前及び申立期間の一部に、A病院において、申立人と同じ医療事務の仕事をしていた従業員一人は、申立期間の一部(昭和50年2月)におけるオンライン記録の標準報酬月額が、4万2,000円となっている上、申立期間の一部及び申立期間後に、同病院において、厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録により確認できる従業員(栄養士)一人は、「申立期間当時、医療事務の担当より資格手当がある栄養士の方が給与が高かったと思う。」と証言しているところ、当該従業員は、申立期間の一部(昭和50年7月から同年10月まで)におけるオンライン記録の標準報酬月額が、5万2,000円となっていることが確認できることから、申立期間における申立人の標準報酬月額(昭和50年2月から同年9月までは3万9,000円、同年10月は4万5,000円)は妥当と考えられる。

さらに、A病院に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。